

鳥取縣公報

昭和十六年六月十三日
第一千二百四十一號

金曜日

本書ノ大キサ、國定規格A5判

縣令

◇鳥取縣令第二十四號

昭和十五年十一月鳥取縣令第六十九號臨時米穀配給統制規則施行細則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年六月十三日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

第五條第一項中「當該市町村內ニ居住スル者ニ對スル其ノ自家用消費ニ充ツルベキ米穀ヲ販賣スル場合ヲ除クノ外」ヲ削除ス

告示

◇鳥取縣告示第四百六十七號

產駒検査施行ニ關スル件

種馬所保管種馬種付ニ係ル產駒検査左ノ日割ニ依リ施行ノ旨鳥取種馬所長ヨリ通告アリタリ

昭和十六年六月十三日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

検査日割

鳥取縣公報

毎週曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十六年六月十三日
第一千二百四十一號

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

00537

検査場所	検査月日	検査時刻	摘要
倉吉種付所	七月十二日	自午前九時	
鳥取種馬所構内	七月十三日	同	
大高種付所	七月十四日	同	
八郷種付所	七月十五日	同	
米澤種付所	七月十六日	同	
多里種付所	七月十七日	同	

左ノ通養蠶實行組合ノ解散ヲ認可セリ
 昭和十六年六月十三日

鳥取縣知事 八田三郎

◇鳥取縣告示第四百六十八號

養蠶實行組合名	事務所ノ所在地	鳥取縣知事	八田三郎
殿	入頭郡大御門村大字殿五〇三ノ二番地	八	田三郎
市	同 同 市谷	同	同
花	同 同 大門	同	同
西御門	同 同 西御門	同	同

解散年月日
 昭和十六年六月五日

◇鳥取縣告示第四百六十九號

圖書館令ニ依リ左ノ私立圖書館ヲ設置シ昭和十六年七月一日ヨリ開館ノ件認可セリ
 昭和十六年六月十三日

00538

一名稱	鳥取縣知事	八田三郎
一位置	鳥取縣東伯郡赤碕町赤碕圖書館	
	鳥取縣東伯郡赤碕町一五〇〇赤碕隣保館内	

鳥取縣立青年學校教員養成所位置ヲ昭和十六年五月二十八日左ノ通變更ス
 昭和十六年六月十三日

鳥取縣知事 八田三郎

◇鳥取縣告示第四百七十一號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組
 合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス
 昭和十六年六月十三日

一 組合ノ名稱及地區	鳥取縣知事	八田三郎
(イ) 名 稱	米子市栗石販賣業組合	
(ロ) 地 區	米子市一圓	
二 構成員タル資格		
地區内ニ於テ栗石ノ生産ヲ業ト爲ス者		
三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日		
(イ) 品 類	單位	生産者販賣價格
(イ) 額	一立坪	八、五〇
米子市陰田産栗石	栗	備考
探堀場最寄場路端渡		

00539

鳥取縣告示第四百七十二號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル滿洲國產豆類ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年六月十三日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

種類	品目	單位	地方雜穀配給機關ノ販賣價格
滿洲國產豆類ノ販賣價格			
滿洲國產小豆	赤小豆	麻袋入正味百斤當	一六、〇三
滿洲國產小豆	磨赤小豆	同	一七、五三
滿洲國產綠豆	綠豆	同	一九、八三
滿洲國產菜豆	小手亡	同	二〇、七六

本表價格ハ地方雜穀配給機關ガ直接需要者(雜穀配給統制規則第八條ノ規定ニ依ル指定雜穀需要者及同條ノ規定ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル者ヲ除ク)所屬配給機關組合員又ハ組合員ニ非ザル小賣業者ニ對シ販賣スル場合ノ賣主店先渡價格トシ麻袋代ヲ含ムモノトス

鳥取縣告示第四百七十三號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル工業藥品ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年六月十三日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

品名	種別	單位	販賣價格	卸賣業者販賣價格	小賣業者販賣價格	備考
硼酸	結晶品	一〇〇珪	六六、九〇	五〇〇瓦	紙袋	圓 四三、四六
同	粉末品	同	六八、〇〇	同	同	圓 四四、四七
硼砂	結晶品	同	四三、六〇	同	同	圓 三七、四〇
同	粉末品	同	三八、〇〇	同	同	圓 三〇、三三
同	粒狀品	同	三五、一五	同	同	圓 二八、三一
品名	含有率	單位	容器	卸賣業者販賣價格	小賣業者販賣價格	備考
チオ硫酸ソーダ(灰棒)	九九、八%以上	四五珪	木樽又ハ木函	一二、〇五	一三、一六	含有率九九、八%以上ノモノ、價格ハ本表ノ價格ノ七%上ゲトス但シ錢位未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツルモノトス
同	九九、八%未滿	同	同	同	同	
同	同	五〇〇瓦	ボール函又ハ厚紙袋	、二四	、三〇	
同	同	同	壘	、三六	、四三	
品名	含有率	單位	小賣業者販賣價格			
クロム明礬	九九%以上	一〇〇珪	五二、四〇			

一本表價格ハ賣主店先渡又ハ倉庫渡ノ價格トス

00540

00547

沖繩 二一、四六 二四、五 二一、一六 二四、五 二〇、九六 二四、〇 二〇、七六 二四、〇 二〇、一六 二三、〇
 白下糖 二一、四六 二四、五 二一、一六 二四、五 二〇、九六 二四、〇 二〇、七六 二四、〇 二〇、一六 二三、〇
 沖繩 二一、一八 二四、五 二〇、八八 二四、〇 二〇、六八 二一、〇 二〇、四八 二三、五 一九、八八 二三、〇
 富古黑糖 二一、一八 二四、五 二〇、八八 二四、〇 二〇、六八 二一、〇 二〇、四八 二三、五 一九、八八 二三、〇
 大島黑糖 二一、四八 二四、五 二一、一八 二四、五 二〇、九八 二四、〇 二〇、七八 二四、〇 二〇、一八 二三、〇
 一 本表價格ハ砂糖消費稅込賣方店先渡價格トシ卸賣價格ハ容器共ノ價格トス
 二 鳥取市、米子市、倉吉町、境町、以外ノ地ノ小賣價格ニ在リテハ一斤當リ一錢ヲ越エザル範圍内ニ於テ運賃實費ヲ加算スル
 コトヲ得

鳥取縣告示第四百七十六號

昭和十六年六月十三日

昭和十六年六月十三日

鳥取縣知事 入田三郎

免許證番號 住所 氏名

一、三六七 東伯郡南谷村大字安歩六百貳拾番貳地 保田福明

鳥取縣告示第四百七十七號

地方事務官上寫政廳ヲ左記水利組合事務管理者ニ昭和十六年六月二日指定セリ

昭和十六年六月十三日

鳥取縣知事 入田三郎

大井手普通水利組合

氣高郡湖山池野坂川水害豫防組合

00548

鳥取縣告示第四百七十八號

地方事務官鈴木義太ヲ左記水利組合事務管理者ニ昭和十六年六月二日指定セリ

昭和十六年六月十三日

鳥取縣知事 入田三郎

米川普通水利組合

新開川普通水利組合

鳥取縣告示第四百七十九號

左記ノ者大井手普通水利組合、米川普通水利組合、新開川普通水利組合、氣高郡湖山池野坂川水害豫防組合事務管理者ヲ昭和十六年

六月二日解キタリ

昭和十六年六月十三日

鳥取縣知事 入田三郎

地方事務官 福田一

鳥取縣告示第四百八十號

昭和十二年海軍省令第十號ニ依リ昭和十六年度後期甲種飛行豫科練習生ヲ左ノ要項ニ依リ徵募セラル

昭和十六年六月十三日

鳥取縣知事 入田三郎

志願者ノ資格

第一 志願者ノ資格

(一) 年 齡

00549

計算期日

昭和十六年十二月一日現在

年齡

滿十六歲以上
滿二十歲未滿

出生期日

自 大正十年十二月三日
至 大正十四年十二月二日

- (一) 學歷
- 制限 ナシ
- (三) 學力

中等學校第三學年終了程度以上ノ學力ヲ有スル者
志願書提出期日

志願者ハ左ノ書類ヲ昭和十六年七月二十七日迄ニ到達スル如ク市町村長經由知事ニ提出スベシ

- 1 海軍志願兵志願書(様式第一)
- 2 寫眞一葉

志願書提出前六ヶ月以内ニ撮影セル半身脱帽手札型寫眞ノ厚台紙付(覆裝ナキモノ)表面餘白ニ本籍地氏名(氏名ニハ振假名ヲ附ス)自書シタルモノ

- 3 學業成績證明書(所見表)

最終修學ノ學校長證明ノ甲種飛行豫科練習生所見表

第三 徵募 検査

徵募検査ヲ分子テテ身体検査、學力試験、口頭試問トシ學力試験及口頭試問ハ身体検査合格者ニ就キ之ヲ行フ

検査年月日及開始時刻

検査場所

検査區域

00550

昭和十六年七月二十九日
午前八時

米子市中町
米子青年學校

米子市、西伯郡、日野郡

同 年七月三十日
午前八時

鳥取市寺町
鳥取青年學校

鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡、東伯郡

試驗場所

試驗年月日及開始時刻

試驗科目

鳥取縣立
鳥取第一中學校
同
同
同
同
同
同

昭和十六年八月十一日午前八時
年八月十二日午前八時
年八月十三日午前八時
年八月十四日午前八時

代數、國語、漢文、作文
幾何、化學、日本歴史
物理、英語、地理
口頭試問

第四 第二次検査

検査期日

場所

摘要

九月 中旬

吳海軍航空隊

本受檢者出頭通知 八月中旬

第五 採用者入隊期日及場所

入隊期日

場所

摘要

昭和十六年十月一日午前八時

土浦海軍航空隊

採用 通知 九月下旬

第六 受檢者ノ注意

- 1 志願者ハ検査開始時刻ノ三十分前迄ニ検査場ニ參集ノコト
- 2 検査前日ハ必ず入浴シ身体ヲ清潔ニナシ且ツ安眠スルコト
- 3 風呂敷携行ノコト

00551

(様式 第一)

- 4 辨當、鉛筆、ナイフ、消ゴムヲ携帯スルコト
- 5 尋常小學校六年以上ノ通信簿、青年學校手帳、中等學校ノ通信簿若クハ之ニ準ズルモノ又ハ學業ニ關スル書類ヲ持參ノコト

海軍志願兵志願書

- 一本籍地 縣 郡(市) 町(村)大字 番地(屋敷)
- 一 現居住地 縣 郡(市) 町(村)大字 番地(屋敷)
- 一 戸主トノ續柄 戸主 何 某 何 々
- 一 志願者 氏名 (右側ニ振假名ヲ附ス)
- 一 出生年月日 大正 年 月 日生
- 一 希望兵種 甲種飛行豫科練習生
- 一 修學程度 何學校卒業(何學校第何學年在學若クハ修了)
- 一 現職業 何
- 一 現居住地ニ移轉年月日(志願書提出前六月以内ニ移轉シタル者ニ就キ記入ス)
- 一 右甲種飛行豫科練習生ヲ志願致度此段出願候也

昭和十六年 月 日

本人 氏 名 印

現居住地 縣 郡(市) 町(村) 村大字 番地(屋敷) 名 印

戸主 氏 名 印

(親權者又ハ後見人)

鳥取縣知事 八田 三郎 殿

00552

◇鳥取縣告示第四百八十一號

當管内ニ於ケル健康保險齒科醫左ノ通異動アリタリ

昭和十六年六月十三日

舊診療所々在地

新診療所々在地

鳥取縣知事

入 田 三 郎

異動年月日

東伯郡倉吉町大字新町二丁目二、三四二

東伯郡倉吉町大字明治町一、〇三二、〇三七

森 本 義 雄

診療所移轉

昭和十六年五月二十二日

◇鳥取縣告示第四百八十二號

左記墓地ハ今回改葬セラル、ニ當リ縁故者不明ノ趣ニ付有縁者ハ左記期日迄ニ申出ラルベク若シ期日迄ニ申出ナキ場合ハ管理者ニ於テ適宜處置セラルコトアルベシ

昭和十六年六月十三日

鳥取縣知事

入 田 三 郎

一 墓地 熊本縣阿蘇郡高森町一、三三一番地無縁墓地 一基

二 管理者 熊本縣阿蘇郡高森町一、二六六番地 桐 原 清 治

三期 日 昭和十六年六月十日

一 墓地 熊本縣玉名郡荒尾町大字荒尾妙見二、三四七 四基

同 町字大關二、五六二 三基

二 管理者 熊本縣玉名郡荒尾町長

三期 日 昭和十六年六月十日

00553

- 一 墓地所在地 福岡縣八幡市大字前田八三番地 柏木市有墓地
- 二 墓碑數 百四十基
- 三期 日 昭和十六年六月三十日迄福岡縣八幡市役所ニ申出ラルベシ

◇鳥取縣告示第四百八十三號

賃金統制令第二十一條ノ規定ニ依リ協定賃金ノ件昭和十六年六月十三日左ノ通認可セリ
昭和十六年六月十三日

一 申請者 鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣手漉製紙工業組合聯合會

保證責任日置信用購買販賣利用組合

保證責任小鷺河信用購買販賣利用組合

二 協定賃金適用地域

鳥取縣一圓

三 事業ノ種類

手漉製紙業

四 協定ノ内容

1 就業時間

一日十二時間就業トシ内休憩時間ヲ一時間三十分トス

2 協定賃金

00554

(イ) 定額制
(イ) 未經験勞務者

職種別	既經驗勞務者		未經験勞務者	
	男	女	男	女
手漉工	一、八〇以內	一、二〇以內	一、八〇以內	一、二〇以內
仕上工	一、六〇同	六〇同	一、六〇同	六〇同
技術工	一、八〇同	八〇同	一、〇〇同	八〇同
乾燥工	一、六〇同	一、〇〇同	九〇同	六〇同
雜役	一、二〇同	六〇同	一、二〇同	六〇同
其他	一、二〇同	六〇同	一、二〇同	六〇同

職種別	既經驗勞務者		未經験勞務者	
	男	女	男	女
手漉工	一、八〇以內	一、二〇以內	一、八〇以內	一、二〇以內
仕上工	一、六〇同	六〇同	一、六〇同	六〇同
技術工	一、八〇同	八〇同	一、〇〇同	八〇同
乾燥工	一、六〇同	一、〇〇同	九〇同	六〇同
雜役	一、二〇同	六〇同	一、二〇同	六〇同
其他	一、二〇同	六〇同	一、二〇同	六〇同

00555

種類	一締ノ目方	單位	澆賃	乾燥賃	備考
美濃紙	一、九〇〇貫以上 一、〇〇〇貫同下	五〇〇枚ニ付	八〇〇以内	澆賃ノ七割以内トス	三極八割以上ノ賃率トス、三極一割ヲ減ズル毎ニ澆賃三步上ゲ、乾燥賃ハ之ノ七割以内トス
同	一、〇〇〇貫以上 一、〇〇〇貫同下	同	七〇〇同	同	同
同	一、〇〇〇貫以上 一、〇〇〇貫同下	同	六〇〇同	同	同
同	一、一〇〇貫以上	同	五〇〇同	同	同

(イ) 一區ノ部

3 請負賃金 (賄ナシ)

一區 氣高郡ノ内明治、神戸村ヲ除ク以西

二區 氣高郡明治、神戸村以東

(ハ) 既經驗務者ヲ雇入ノ際ノ定額給ハ雇入ノ日ヨリ六ヶ月間ハ前項定額給ノ八割以内トス

(ニ) 請負給制ニ於ケル既經驗務者賃金ハ雇入ノ日ヨリ六ヶ月間ハ四ノ三ニ記載セル請負單價ノ八割トス

但シ(ハ) 號ニ記載セルモノト雖モ前雇主ト新雇主トノ話合ノ上ナル時ハ此ノ限りニ非ズ

(ホ) 定額給ニ於ケル最低賃金ハ四ノ二(ロ)ノ定額賃金ノ五割ヲ下ルコトヲ得ズ

00556

種類	一締ノ目方	單位	澆賃	乾燥賃	備考
半紙	六〇〇貫以下	四〇〇枚ニ付	二六〇同	同	三極八割以上ノ賃率トス、三極一割ヲ減ズル毎ニ澆賃三步上ゲ乾燥賃ハ之ノ七割以内トス
同	六一〇貫以上 六五〇貫以下	同	二四〇同	同	同
同	六六〇貫以上 七〇〇貫同下	同	二二〇同	同	同
同	七一〇貫以上	同	一九〇同	同	同
B四規格	七〇〇同以下	五〇〇枚ニ付	七二〇同	同	同
同	七一〇貫以上	同	六五〇同	澆賃ノ七割	同
同	七五〇貫以上 七五〇貫以下	同	五〇〇同	同	同
同	七六〇貫以上	同	四〇〇同	同	同
半切紙	四三〇貫以下	壹締ニ付	四〇〇同	圓 三六〇以内	同
同	四四〇貫以上 五五〇貫以下	同	三五〇同	同	同
同	五六〇貫以上	同	三〇〇同	同	同
二障子品紙	四二九貫以下	二〇〇枚ニ付 不合格	同	同	同
同	四三〇貫以上 四六〇貫以下	二〇〇枚ニ付	三〇〇以内	圓 〇八五以内	同

雇主指定ノ場合ニ限リ澆賃六五錢以内トシ乾燥賃ハ之ノ七割以内トス

三極八割以上ノ賃率トス、三極一割ヲ減ズル毎ニ澆賃三步上ゲ乾燥賃ハ之ノ七割以内トス

雇主指定ノ場合ニ限リ澆賃七〇錢以内トシ乾燥賃ハ之ノ七割以内トス

雇主指定ノ場合ニ限リ澆賃六〇錢以内トシ乾燥賃ハ之ノ七割以内トス

切斷賃 備考

00559

同	半紙	二、三〇貫以上	同	一、六〇〇同	一、二〇〇同	配合率異ナル場合ハ、賃率美濃紙ニ
同	同	六〇〇貫以下	並巾 二〇〇〇枚ニ付	、六〇〇同	、四八〇同	同
同	同	七〇〇貫同	同	、五〇〇同	、三五〇同	
同	同	八〇〇貫同	同	、五五〇同	、〇四一同	
同	同	一、〇〇〇貫同	並巾 二〇〇〇枚ニ付	、六〇〇以内	、四二〇以内	
同	B四規格	一、〇一〇貫以上	同	、六二〇同	、四四〇同	配合率異ナル場合ハ、賃率美濃紙ニ
同	同	七〇〇貫以下	同	、七〇〇同	、四九〇同	同
同	同	七五〇貫同	同	、六五〇同	、四六〇同	
同	同	七六〇貫同	同	、五五〇同	、四〇〇同	
半切紙	同	四三〇貫同	並巾 一〇〇〇枚ニ付	、四〇〇同	、三六〇同	
同	同	五五〇貫同	同	、三五〇同	、二六〇同	配合率異ナル場合ハ、賃率美濃紙ニ
同	同	八〇〇貫同	同	、四五〇同	、三二〇同	同
同	同	九〇〇貫同	同	、五六〇同	、三五〇同	
同	同	九一〇貫以上	同	、六二〇同	、四〇〇同	
薄葉みの二巾	同	同	二巾 二、五〇〇枚ニ付	、二二〇〇同	、二、〇〇〇同	配合率異ナル場合ハ、賃率美濃紙ニ
一號品四號版	同	同	同	、〇八五同	、〇八〇同	同
二號品四號版	同	同	同	、〇九〇同	、〇八五同	同

00560

(ハ) 特殊品之部 (一區、二區共通)

種別	目方	單位	漉賃	乾燥賃	備考
六、五寸四方耳付		並巾 一〇〇枚ニ付	圓 、〇八五以内	圓 、〇六五以内	サイズ入一割上ゲ
六裁判		六巾 一〇〇枚ニ付	、〇八〇同		
半紙 艸入	七〇〇貫以下	並巾 二〇〇枚	、六二五同	、三八五同	
砂丘半紙 四巾		二巾 二〇枚ニ付	、〇六〇同	二區ノ部 並半紙ニ準ズ	
砂丘半紙 切紙		二巾 二〇枚ニ付	、一、〇〇〇同	二區ノ部 並半紙ニ準ズ	
一枚漉 便箋紙		半切判 一〇〇枚ニ付	、〇二五同	圓 、〇三三同	
同 美濃判		同	、〇一三同	、〇三三同	
封筒原紙 一槽二枚合	B四規格判四巾 一枚ニ付六匁以下	四巾 二〇枚ニ付	、〇四〇同	、〇三二同	
同 二槽二枚合	同	同	、〇五〇同	、〇三五同	
同 二槽三枚合	同	同	、〇六〇同	、〇四〇同	
樂水障子紙		二巾 二〇枚ニ付	、〇五五同	、〇三八同	

00561

種別	賃	單位	單價	備考
畫仙紙	(一區、二區共通)	一〇〇枚ニ付	、四〇〇同	、三三〇同
其ノ他書畫揮毫用紙	(一區、二區共通)	同	、三五〇同	、三〇〇同
種別	賃	單位	單價	備考
美濃並巾	(一區、二區共通)	並巾一締ニ付	、〇七三以內	
同 二巾		二巾 同	、一四〇同	
同 四巾		四巾 同	、一六〇同	
B四規格並巾		並巾 同	、〇四八同	
同 二巾		二巾 同	、一二〇同	
同 四巾		四巾 同	、一三〇同	
半紙並巾		並巾 同	、〇四〇同	
同 二巾		二巾 同	、一〇〇同	
半紙四巾		四巾 同	、一二〇同	
半切紙		一締ニ付	、〇四〇同	
種別	賃	單位	單價	備考
黒楮	(一區、二區共通)	一、〇〇〇貫ニ付	、二〇〇以內	
黒三楮		一、〇〇〇貫ニ付	、一五〇同	

00562

四 請負給制ニ於ケル保證給

- 1 未經験勞務者ニ對シテハ四ノ二 (イ)ニ定ムル定額給ノ最低賃金トス
- 2 既經驗勞務者ニ對シテハ四ノ二 (ロ)ノ最高賃金ノ六割トス

五 手當及歩引

(イ) 定額給制ニ於テハ早出發業共三十分毎ニ時間給ノ五分五厘ノ步増トシ早引遅刻共ニ三十分毎ニ時間給ノ五歩五厘ノ歩引トス

(ロ) 技術ノ粗惡ノ爲製品格落ノ場合ニハ賃金ノ二割ヲ歩引ス

六 實物給與 ナシ

七 昇給

定額給ニ於ケル昇給ト雖モ四ノ二 (ロ)ノ定額賃金以上ニ昇ル事ヲ得ズ

八 賞與

賞與ハ六月、十二月ノ年二回トシ左記ニ依リ給與ス

等級	男女別	六ヶ月間ノ延出勤日數	六ヶ月間ノ延取得賃金	賞與額
一等	男女	一〇日以上	一〇〇圓以上	取得額ノ一割以內
二等	男女	一〇日以上	八〇圓以上	取得額ノ七分以內
三等	男女	一〇日以上	六〇圓以上	取得額ノ三分以內

00563

但シ雇傭主ニ於テ認メタル公務ニ準ズル缺勤日ハ出勤日ト見做ス
 九 請負給制勞務者ヲ其ノ所屬業種ノ範圍ニ於テ臨時ニ日給ニテ使用スル場合ハ其ノ前日ヨリ十日以上三十日以内ノ平均日收ヲ日給トシテ支給使用スル事アルベシ
 十 雇傭主ヨリ其工場内ノ作業上及職工自治上ノ保ヲ命ゼラレシ役付工ニハ月額五圓以内ヲ手當トシテ支給スルコトアルベシ
 十一 其ノ他必要アル事項ニ對シテハ地方長官ノ認可ヲ受クルモノトス

鳥取縣告示第四百八十四號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ昭和十六年六月六日附農林省告示第三百五十三號附記入ノ二項ニ依リ明ケニ歳ノ馬ノ産地市町村(町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村ニ準ズベキモノ)又ハ産地家畜市場以外ノ場所ニ於テ引渡ヲ爲ス場合ニ加算スベキ運賃其ノ他ノ諸掛左ノ通定メ昭和十六年六月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年六月十三日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一引渡地	鳥取縣	額	産地名	額	産地名	額
網走支廳産馬	三、八〇〇	茨城縣 産馬	二、五〇〇	岡山縣 産馬	一、二〇〇	
石狩支廳産馬	四、一五〇	栃木縣 産馬	二、四、五〇	兵庫縣 産馬	一、六、五〇	
膽振支廳産馬	四、二、五〇	群馬縣 産馬	二、四、〇〇	奈良縣 産馬	一、七、〇〇	
渡島支廳産馬	三、七、五〇	埼玉縣 産馬	二、四、〇〇	和歌山縣産馬	一、七、五〇	
上川支廳産馬	四、三、五〇	千葉縣 産馬	二、五、〇〇	鳥取縣 産馬	一、一、〇〇	
				鳥根縣 産馬	一、七、五〇	

00564

釧路支廳産馬	四、七、五〇	東京府 産馬	二、三、五〇	岡山縣 産馬	一、二、〇〇
後志支廳産馬	三、八、〇〇	神奈川縣産馬	二、三、五〇	廣島縣 産馬	一、八、〇〇
宗谷支廳産馬	四、六、五〇	新潟縣 産馬	二、一、五〇	山口縣 産馬	一、八、五〇
空知支廳産馬	四、二、〇〇	富山縣 産馬	二、〇、〇〇	徳島縣 産馬	二、〇、五〇
十勝支廳産馬	四、六、五〇	石川縣 産馬	二、〇、五〇	香川縣 産馬	一、八、〇〇
根室支廳産馬	四、八、〇〇	福井縣 産馬	一、七、〇〇	愛媛縣 産馬	二、四、〇〇
日高支廳産馬	四、二、〇〇	山梨縣 産馬	二、一、〇〇	高知縣 産馬	二、一、五〇
檜山支廳産馬	三、七、五〇	長野縣 産馬	二、一、五〇	福岡縣 産馬	二、一、〇〇
留萌支廳産馬	四、六、五〇	岐阜縣 産馬	一、八、〇〇	佐賀縣 産馬	二、一、五〇
青森縣 産馬	三、二、五〇	静岡縣 産馬	二、〇、五〇	長崎縣 産馬	二、四、五〇
岩手縣 産馬	三、三、〇〇	愛知縣 産馬	一、八、五〇	熊本縣 産馬	二、四、〇〇
宮城縣 産馬	二、九、〇〇	三重縣 産馬	一、七、〇〇	大分縣 産馬	二、三、五〇
秋田縣 産馬	三、〇、〇〇	滋賀縣 産馬	一、七、〇〇	宮崎縣 産馬	二、五、〇〇
山形縣 産馬	二、四、五〇	京都府 産馬	一、七、〇〇	鹿児島縣産馬	二、五、〇〇
福島縣 産馬	二、四、五〇	大阪府 産馬	一、七、〇〇	沖繩縣 産馬	四、〇、〇〇

本表ニ依ル額ハ本縣産馬ニ付テハ引渡地方其ノ馬ノ産地市町村又ハ産地家畜市場以外ノ場所ナル場合トス

鳥取縣告示第四百八十五號

鳥取縣鑛工業計畫委員規程左ノ通定ス

昭和十六年六月十三日

00565

鳥取縣鑛工業計畫委員會規程

- 第一條 鳥取縣鑛工業計畫委員會ハ商工省ト協力シテ管内綜合計畫ノ基本タル鑛工業計畫ニ關シ調査研究スルト共ニ縣内ニ工場ヲ誘致スルヲ以テ目的トス
- 第二條 委員會ニ於テハ概ネ左ノ事項ヲ調査研究ス
 - 一 管内適地ノ工業立地條件ニ關スル調査
 - 二 工業地域ノ配置ニ關スル計畫
 - 三 鑛業ノ開發ニ關スル計畫
 - 四 鑛工業ト農業其ノ他ノ產業トノ有機的結成ニ關スル計畫
 - 五 鑛工業計畫ノ實施ニ當リ縣又ハ自治體ガ執リ又ハ執ルベキ助成施策ニ關スル調査
- 第三條 委員會ハ前項ノ調査研究ニ基キ縣内ニ工場ヲ誘致ス
- 委員ハ縣内在住者ヲ常任委員トシ縣外在住者ヲ特別委員トシ特別ノ事項ヲ調査研究スル爲ニ必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得
- 第四條 會長ハ知事ヲ以テ之ニ充テ委員及臨時委員ハ左記ノ者ノ中ヨリ知事之ヲ命ジ又ハ委囑ス

鳥取縣知事

八 田 三 郎

(イ) 縣關係官

(ロ) 官公私立學校及試驗場職員

(ハ) 有力ナル實業家

(ニ) 其ノ他學識經驗アル者

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ會長ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條 委員會ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ知事之ヲ委囑ス

第七條 委員會ニ幹事若干名ヲ置キ知事之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

第八條 委員會ニ書記若干名ヲ置キ知事之ヲ命ズ

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

00566

鳥取縣告示第四百八十六號

鳥取縣資源回收協議會規程左ノ通定ム

昭和十六年六月十三日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

鳥取縣資源回收協議會規程

- 第一條 本會ハ鳥取縣資源回收協議會ト稱ス
- 第二條 本會ハ官民協力本縣ニ於ケル資源回收ノ強化徹底ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲ニ中央ノ方針ニ基キ本縣ニ於ケル回收物件ノ具體的供出計畫ノ設定及實施ニ關スル事項ノ連絡決定ヲ行フ
- 第四條 本會ハ會長一名及委員若干名ヲ以テ組織ス
- 第五條 會長ハ知事ヲ以テ之ニ充テ委員ハ關係官公吏及民間關係者中ヨリ知事之ヲ指命又ハ委囑ス
- 第六條 本會ニ幹事長一名及幹事若干名ヲ置ク
- 第七條 幹事長及幹事ハ關係官公吏及民間關係者中ヨリ知事之ヲ指命又ハ委囑ス
- 第八條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ會長ノ指命シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

委員ハ本會ニ關スル重要事項ノ審議及實施上ノ連絡督勵ニ當ル

幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ本會ニ關スル重要事項ノ調査並企畫ニ當ル

第九條 會長ハ比較的重要ナラザル事項ニ付テハ幹事會ノ決定ヲ以テ本會ノ決定トナスコトヲ得

第十條 會長必要アリト認ムルトキハ委員幹事ノ外當該官廳ノ關係官ノ出席ヲ求メ意見ヲ徵スルコトヲ得

第十一條 本會ニ書記ヲ置キ關係官吏中ヨリ之ヲ指命ス

書記ハ上司ノ命ヲ承ケ會務ニ従事ス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

彙報

00567

食糧増産と插秧!!

忙しくとも田植は適正に

(農務課)

麥刈に養蠶に、蠶豆や豌豆の收穫もせねばならず、田植の時期は切迫する、猫の手も借りたい農家の一番忙しい季節は目前に迫つて来た。働き盛りの人達を戦場や職業戦線に送つてゐる農家の繁忙期は實に想像に餘りがある。

しかし食糧増産こそは戦に勝つて大東亜建設を完遂する大聖業の根本問題である。農家はもとより銃後の一般農民はめい／＼全力を盡してこの重要任務に邁進しなければならぬのである。縣ではこれに對していろいろの増産計畫や施設を始め各種の勞力調整計畫などを樹立してその確保を期して居る次第であるが、農民各位はこの多忙極まりない季節に於ても充分細心の留意と絶大な努力を以て、插秧期の稲作基礎工程を完全にし、本年の稲作をして申し分なき出來榮を招來し得るやう懸命の力を盡されたいものである。

である。

本田の整地

一毛作田は雪が融けるとすぐ、成るべく早く耕起すべきであるが、二毛作田は收穫後直ちに可成深く耕起して土塊を細く碎き、堆肥を施し畦割をして所定の元肥を施し、灌水して代播・鍬播などを町墾に行つて田圃の面を均平にしなければならぬ。

代播は水持の悪い田では相當町墾に行ふ必要があるが、重粘な土質の田に於ては代播を過度に行ふと却つて活着や初期の生育を阻害するものであるから、代播の回数には二回位とするがよい。

本田の肥料

施肥の合理化を圖ることが大切であつて、自給肥料特に堆厩肥を充分多く施して販賣肥料の不足を補ふやうにしなければならぬ。又加里質の販賣肥料(特に加里塩)の入手は極めて困難であるから、堆厩肥・木灰・山野草を以て加里分の補給に努めることが最も大切である。

又磷酸肥料は従來多く過用する慣行があるから、なるべく節約して三要素の調整にとめるやうにし、紫雲英も多量に失せぬやうにし、切斷生乾として適當に各圃場に分けて施すことが必要である。

00568

ある。

すべて施肥に當つては堆厩肥又は紫雲英等の基本自給肥料の施用量、地力の肥瘠、品種及び栽培方法を斟酌して、必要に應じ施肥量を増減しなければならぬのであるが、かねて配布してある施肥基準を参照して完璧を期したいものである。

插秧期

插秧の早晚は收量に影響する處が多いから、適期を逸しないやう養蠶及び用水の關係や裏作等について充分考慮し、なるべく早目に植えて稲作の安全性を高めるがよい。大體に於て従來より植付期を引上げるやう努めたいものである。特に稻熱病の發生は插秧期の遅れるに従つて多くなるから發生の多い地方ではなるべく早く插秧する必要がある。

尚、一部分のみに早植を行ふと螟蟲の被害を蒙ることが多いから、驅除の徹底を期することが肝要である。

栽植の密度

本田の栽培密度は氣候、土質、肥瘠、品種、施肥量、植付時期、苗の良否、勞力及び作業の便否等を考慮して決定すべきであるが、大體の標準は次の如くである。

- 一坪當り株數
- 山間部地方 六〇―六四株
- 平坦部地方 五六一―六〇株

一株苗本數

早 稻	三本―四本
中 稻	三本
晚 稻	二本―三本

稲の病蟲害を警戒せよ

(農務課)

米穀増産上病蟲害によつて蒙る影響の甚大であることは今更にいふまでもない。昨年の実績について考へても、内地生産目標七千五百万石に對して實收高は六千八十万石であつて約一千五百万石の減收となつたのであるが、その原因中で病蟲害によるもの三百萬石といはれ、減收額の二八%に當つてゐる。特に本年の稲作に於ては昨冬から今春にかけての近年まれな暖冬は、害蟲の越冬を助けてゐるものが相當多いと推定されるので、今年の稲作は餘程慎重にその防除に努める必要があるわけである。

しかしして病菌や害蟲の防除は、その發生前に豫防することが最も有効であつて、一旦發生蔓延すればその驅除もなか／＼容易でないものであるから、常に注意して發生の豫防を行ひ、もし發生

008

00569

を見た場合は蔓延前に初期防除の徹底を期することが肝要である
稻の病害蟲には稻熱病、稻胡麻葉枯病、稻紋枯病、稻白葉枯病
二化螟蟲、泥負蟲、浮塵子、稻苞蟲等その種類が多いのであるが
こゝに特に被害の激甚なもの二三について記して各位の警戒を要
望することとする。

◆ 二化性螟蟲 (すむむし)

最も知られてゐる害蟲である。一年二回發生して稻に大害を興
へるものであつて、第一回發生は五月上旬から七月下旬までの間
に蛾が現れて苗代及び本田に産卵する。蛾の發生の最も多いのは
平坦部地方では六月中下旬で、六月二十日を中心として二週間位
である。卵は一週間位で孵化して莖に喰入り喰害するのであつて
本田に移植後は被害が激甚となつて流れ葉、心枯れ等の病状を呈
し、株絶えとなることも往々ある。

第二期は八月十日頃から發生して九月中旬に終る。發蛾の最
盛期は八月下旬である。

防除法

- 1 苗代及び本田で捕蛾採卵することが最も有効であつて、
國民學校兒童の出動に期待する次第である
- 2 被害莖葉、葉鞘變色莖の摘採
- 3 誘蛾燈の使用勵行、第一化期は六月十日頃より三十日間

第二期は八月十五日頃より二十五日間位、カンテラ燈
は一反歩一燈、電燈五〇燭光で一町歩一燈、夕刻より十
二時頃まで點燈すること

◆ 浮塵子 (うんか)

ツマゲロヨコバイ、イナヅマヨコバイ、(共に苗代に多く發
生) セジロウンカ、(苗代及本田) ヒメトビウンカ、トビイロウ
ンカ(共に本田に多く發生)等その種類は多い。昨年は九州四國
山陽方面に大發生をしたのであつたが、九州山陽方面に發生した
翌年には山陰地方に發生することが多いから、今年の本縣として
最も警戒を要するわけであつて、苗取前の注油驅除を行ふと共に
、本田に於ける發生豫察に努めて早期驅除を行ふことが肝要で
ある。

防除法

- 1 氣象其他發生狀況を觀察して早期驅除を行ふこと
- 2 注油驅除を行ふこと。
驅除の際はなるべく深く水を漉へ、除蟲菊浸出石油反當
一升乃至一升五合の割合に徐々に滴下して直ちに拂ひ落し
を行ふこと。トビイロウンカは稻の株間に群生してゐる
から拂落しを丁寧にしなければならぬ。驅除後は直ちに

00570

◆ 稻熱病 (いもち)

稻の病害の中で被害が最も多く、縣下全般に亘つて發生するけ
れども地方によつて發病の時期や被害の程度は異なる。發生の部
位によつて苗イモチ、葉イモチ、節イモチ、穂頸イモチ、籾イモ
チ等の名稱があるが、いづれも稻熱病菌の傳染によるものである
病菌は籾や藁に附着して冬を越し、翌年苗代で第一次傳染をし
て發病、漸次蔓延するものであるから、一番大切なことは種籾の
消毒、被害藁の處分等であるが、第二次以後の發病豫防としては
石灰ポルドウ液等の殺菌劑撒布によつて病菌の傳染を防ぐことが
肝要である。

防除法

- 1 窒素肥料の過用を避けること
- 2 紫雲英は一旦乾燥し、反當二〇貫位の石灰を使用するこ
と
- 3 苗を強壯に仕立てること
- 4 苗代に於て必ず一回以上展着劑加用六斗式石灰ポルドウ

液又は硫酸銅製劑(クポイド其他の他一封度を水一石に溶
解)を撒布すること

- 5 本田に葉イモチの發生した場合又は發生の兆があるとき
も右の藥劑施用
- 6 ズリコミイモチの場合は落水して石灰又は木灰を施して
中耕を行ひ田土をよく攪拌すること
- 7 穂頸イモチの豫防としては穂擱期に展着劑加用八斗式ポ
ルドウ液又は硫酸銅製劑(クポイド其他の他一封度を水一
石乃至一石二斗に溶解)を反當一石位撒布
- 8 出穂期から乳熟期までの間に田の面が乾燥すると穂頸イ
モチの發生が多くなるから、落水は遅くするがよい。

繭の檢定規則

格付法の改正

繭價は全國一率に

(農務課)

蠶糸業統制法に依る繭の檢定規則が五月十九日農林省令を以て
改正公布せられ即日施行せられることとなつた。

今春蠶繭より特殊の例外を除いては總て上繭は養蠶家より統制會社に販賣して之を製絲家に配給されることとなり、本年に於ける繭價は蠶絲委員會に於て全國一律となつた。

即ち生白繭で絲質格、解舒格共に三等のものは日本蠶絲統制會社の標準買入價格六十掛、標準賣渡價格六十掛と答申決定されたので、從來の如く各府縣の繭價協定委員會に、依つて掛目を協定する必要がなく、檢定が終り繭格と絲歩が判明すれば直に其の繭の價格が計算されるのである。

而して今回改正された繭檢定並に格付の從來と異なる點の中、主なるものを挙げれば次の如きものであるが、既に價格も決定されたのであるから、今後養蠶家は益々生産費を安くして、而も品質優良なる繭、特に解舒の向上に力を入れられるやう希望する次第である。

一 新に短纖維用繭の檢定方法が加へられた短纖維專用種の綿蠶×眉蠶又は短纖維國用兼用種の特歐一號×支一三號及び特歐四號×特支四號等は荷口整理と繭層量歩合のみ檢定されることとなつた。

二 小量荷口檢定の方法が加へられた。
從來小量荷口の繭(生七十貫以下等)は適當に他の荷口に合併檢定する等の方法に依つてゐたのであるが、今回の改正法

で生三十貫、乾繭十貫未滿の荷口は少量の供用繭で檢定されることになつた。

尚ほ特殊の場合、例へば五百貫荷口の中四百八十貫を先に出し、二十貫遅れて出す場合は、此の二十貫に付ては肉眼及び切歩に依る檢定のみを行つて繰絲檢定は行はれないことになつた。

三 檢定項目中に繭層量歩合が加へられた。
解舒格五等以下のもの、又は檢定請求者の申請があつた時は繭層量歩合の檢定が行はれる。

四 繰絲檢定は第一檢定及び第二檢定の二段制を廢して一回とされた。

從來の繰絲檢定は第一繰絲檢定に於て解舒率、解舒絲長及び繭絲織度を先づ算定し、然る後之等を基礎として條件を定め第二繰絲檢定を行つて生絲量歩合、繰絲量及び小類點を算出してゐたのであるが、今回此の工程を簡易化し、之等の項目の檢定を一回として檢定能率の増進が圖られることとなつた。

五 格付が絲質格と解舒格の二本建となつた。
絲質格及び解舒格の算出方法は、大體從來と同様であるが、之を綜合して綜合點とせず、各別に左の如き等級を出して掛目が算出されることとなつた。

00571

00572

(1) 絲質格(目的織度十四デニールの場合)

格	優等	一等	二等	三等	四等	五等	六等
絲質點	八八以上	八六以上	八四以上	八二以上	八〇以上	七七以上	七七未滿
絲條質點	八九	八六	八四	八二	八〇	七七	七七
小類點	九〇	八八	八七	八五	八三	八一	八一
格	優等	一等	二等	三等	四等	五等	六等
繰絲量	三三以上	二八以上	二四以上	二〇以上	一七以上	一五以上	一五未滿
而して農林大臣が定めたる統制會社標準買入價格六十掛に準據して統制會社が定めた各等級に對する掛目は次の通りであるが、之は絲質格は生絲の格差、金解舒格は生絲の生産費を基準として定めたものである。							
(1) 絲質格(白十四デニール)	優等	一等	二等	三等	四等	五等	六等
掛目	六一、九	六一、二	六〇、五	六〇、〇	五九、五	五九、〇	五八、五
(2) 解舒格	優等	一等	二等	三等	四等	五等	六等
掛目	六一、九	六一、二	六〇、五	六〇、〇	五九、五	五九、〇	五八、五

此の統制會社買入掛目は絲質格、解舒格何れも三等格のものが六十掛であるから、兩格共に六十掛との差を六十掛に増減したものが其の繭の掛目となるのであつて、之に取引絲量(檢定絲量の九七、一%)を掛けて次の如く繭價を算出するのである。

$$60掛 \times \left\{ \begin{array}{l} \text{絲質格當掛目} \\ \text{解舒格當掛目} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{解舒格當掛目} \\ \text{絲質格當掛目} \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{繰絲量} \\ \text{繰絲量} \end{array} \right\} \times 97.1\% = \text{繭價}$$

尚ほ從來は綜合評價點法に依つて各蠶期共府縣繭價協定委員會に於て最高最低價格が協定されてゐたため比較的幅が少かつたであるが、今後は全國的に決定された格差であるから最高六十四掛九分、最低五十五掛五分の範圍内で繭の價值相當の價格が算出されるのである。